

前回会合における主な議論等

2019年7月
事務局

背景

第6回：2019年2月25日開催

- 昨今、青少年へのスマートフォンの普及は大きく進展しており、SNSを利用して犯罪の被害にあう児童・生徒の数も高止まりするなど、スマートフォンの普及に伴うトラブルも増加している。
一方で、スマートフォンを利用する青少年のフィルタリングの利用率は4割程度（2017年度44.0%、2018年度36.8%）となっており、フィーチャーフォンの時代よりも低下している。
 - * 10～17歳のスマートフォンの利用率：2014年度 45.7% → 2018年度 70.6%（出典：内閣府）
 - * SNSに起因する事犯の被害児童数：2014年度 1,421件 → 2018年度 1,811件（出典：警察庁）
 - * 2015年度の青少年のフィルタリングの利用率：フィーチャーフォンで64.7%、スマートフォンで45.2%（出典：内閣府）
- こうした状況の下、青少年のインターネットの安心・安全な利用は重要な課題。中でも、青少年によるフィルタリングの利用促進は、2018年2月に施行された改正青少年インターネット環境整備法の着実な履行やインターネット上の海賊版サイト対策等の観点からも、これまで以上に強く求められている。

ご議論いただいた事項

以上のような背景のもと、青少年のフィルタリング利用の促進に関し、以下のような点についてご議論いただいた。

(1) フィルタリング利用率向上のための方策

- 携帯電話事業者等が更に取り組むべきこととして、どのようなことが考えられるか。
- フィルタリングの必要性等について、どのように周知・啓発すべきか。

(2) フィルタリングのユーザー利便の向上

- スマートフォン時代になり可能となったフィルタリングの「カスタマイズ」等に関して、ユーザーがより認知するための方策としてどのようなものがあるか。
- フィルタリングのカスタマイズに当たり、保護者の判断を助けるような情報発信の仕組みが必要ではないか。

携帯電話事業者等の更なる取組関係

○ 携帯電話事業者等はフィルタリング利用に係る実データを把握・公表すべき

- ・ (店頭でなく) 自分でフィルタリングを設定した人の割合等の現状把握を行うためにも (携帯電話事業者等には) フィルタリング有効化不要申出をした人の割合等につき情報開示してほしい。(上沼構成員、尾花構成員)
- ・ 携帯電話事業者は、販売代理店毎にフィルタリングの申込み率を把握した上で、指導する等の対応をすることが必要。(曾我部構成員)

○ 携帯電話事業者は販売代理店の取組を把握の上、説明等の窓口対応につき適切に指導すべき

- ・ 販売店ごとにフィルタリング利用率に凸凹があるのなら、説明の仕方に違いがあると思う。そうしたことを踏まえて、携帯電話事業者が販売代理店をモニターし販売代理店の取組を促していくことも必要。(曾我部構成員)
- ・ 店頭スタッフは、あんしんフィルターのみならず、OS事業者の提供するサービス等、利用者のニーズに合ったサービスを紹介する等、窓口対応として適切な方策を検討すべき。(尾花構成員)

○ OS事業者やフィルタリング事業者等とも連携した対策を進めるべき

- ・ フィーチャーフォンからスマートフォンに移行してきたことによって、フィルタリングについてのプレイヤーの重要性は携帯電話事業者からアプリやOSに移行している。(森構成員)
- ・ 多くのMVNOの提供するアイフィルター等には高校生プラスモードがないので、MVNOでも高校生プラスモードが導入されればフィルタリング利用率が上がるはず。(尾花構成員)
- ・ 保護者が小さい子供に端末を貸すような場合を想定すると、(あんしんフィルターよりも)スクリーンタイム^(注1)やファミリーリンク^(注2)が有用な場合もあるため、これらの設定の仕方についてのリーフレット等を作成すべき。(尾花構成員)

注1 : アプリやwebサイトの利用時間管理等を行うためのiOSの機能。この機能を活用し、利用時間や青少年にとって不適切なコンテンツへのアクセス等を制限することが可能。

注2 : Google社の提供するAndroidアプリ。利用時間や青少年にとって不適切なコンテンツへのアクセス等を制限することが可能。

周知啓発関係

○ 青少年フィルタリングの周知啓発を一層強化すべき

- ・ EMA認定が切れる5月以降、積極的にフィルタリングの広報をしてほしい。（上沼構成員）
- ・ 学校にスマホの持込みを認めるなら、改めてしっかりフィルタリングの啓発やリテラシー向上の機会としてほしい。（曾我部構成員、尾上構成員）

○ 海賊版対策に向けた取組と連携した周知啓発を検討すべき

- ・ 海賊版対策の一環としてもフィルタリングは重要。フィルタリングを利用したら正規版サイトが無料で見られる等の方策も考えていくべき。（森構成員）

- **利用者が使いやすいフィルタリングサービスを積極的に周知・普及すべき**
 - ・ 高校生プラスモードについては、6～7割の人が満足していることをアピールして、積極的に周知していくべき。（尾花構成員）
 - ・ 店頭での説明の際、フィルタリングにカスタマイズできる機能があることについて説明すべき。（森構成員）

- **フィルタリングのカスタマイズ機能を活用する際に、保護者の判断に資する情報を事業者団体等が発信すべき**
 - ・ （青少年ネット環境整備協議会から提案のあった保護者の判断に資する情報発信について）利便性の向上という観点からは、保護者が分かりやすい情報を確認できるように、事業者自身が自らの情報を発信する仕組みは非常に良い取組。（上沼構成員）

ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG における議論

- 2018年10月に電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証の一環として「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG」が立ち上げられ、本年4月に中間報告書が取りまとめられた。
- 当該中間報告書においては、個別の論点として「青少年フィルタリング利用の促進」についても盛り込まれており、青少年によるフィルタリング利用の促進及び保護者等への啓発は、青少年インターネット環境整備法の着実な履行の観点から、重要な課題であり、当該課題については、「ICT安心・安全研究会青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」にて検討を行い、必要に応じて検討結果について報告を受けることが適当としている。

携帯電話事業者等の更なる取組関係

第7回：2019年2月22日開催、第8回：2019年3月14日開催

- フィルタリングについて指標化し、カバー率を事業者別に把握すべき。（第7回：森構成員）
- フィルタリングについて、店頭でしっかり説明することが重要。（第7回：石田構成員）
- 販売代理店における、青少年フィルタリングの設定（有効化措置）や説明等については、販売代理店へのインセンティブ（動機付け）の設計等も含め、事業者がより責任を持って対応することが適当。（第7回：市川構成員）
- フィルタリングが今後どのようにあるべきかということと、それに伴ってインセンティブがどのように設計されていくべきかを、両輪で検討する必要がある。（第8回：黒坂構成員）
- フィルタリングの問題はMNOの問題にとどまらない。学校・教育委員会・OS事業者も協力すべき。（第7回：森構成員）
- MVNOではフィルタリングサービスを有料で提供しているので、保護者が意識を持って入れないとなかなか徹底されない。フィルタリング申込み率の多寡を把握できれば注意すべき点も明らかになるだろう。（第7回：石田構成員）

周知啓発関係

- きちんと情報リテラシー教育を受けたわけではない保護者世代に対して、フィルタリングについてしっかり周知していくべき。（第8回：石田構成員）
- 利用者向けの啓発ツールが利用者に届いていない。事業者がテレビCMや短い動画等の啓発ツールを作り、ネット等に掲載されれば、若者等の利用者に届きやすくなるだろう。（第7回：木村構成員）
- PTA、学校、地域が一体となった取組が必要であり、キャリアショップの活動、取組と地域社会がどのようにリンクしていくのかということが重要。（第7回：黒坂構成員）

その他

- 端末と回線の分離が進んでくると、どこでフィルタリングを設定するのかということが課題になってくる。（第7回：北構成員）